【労務】令和6年4月からの労災保険率改定について

厚生労働大臣は、労働政策審議会に対して、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。これを受け、同審議会労働条件分科会労災保険部会で審議が行われ、同審議会から、いずれも妥当であるとの答申がありました。今回、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則を一部改正する省令案要綱については、事業主が支払う労災保険料算出に用いる労災保険率の改定などを主な内容としています。労災保険率は、業種ごとに定めており、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮し、原則3年ごとに改定しています。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、令和6年4月1日の施行に向け、速やかに省令の改正作業を進めるとのことです。

【省令案のポイント】

1. **労災保険率を業種平均で** 0. 1/1000 **引き下げます** (4. 5/1000→4. 4/1000)。 全 54 業種中、引下げとなるのが 17 業種、引上げとなるのが 3 業種です。

労災保険率及び第一種特別加入保険料率

(単位:1/1,000)

MA TAP	TR4T	(単位:1/1,	_
業種	現行	改定(案)	変化
林業	60	52	7
海面漁業	18	18	
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	37	7
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88	
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	13	7
原油又は天然ガス鉱業	2. 5	2, 5	
採石業	49	37	7
その他の鉱業	26	26	
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	34	7
道路新設事業	11	11	
舗装工事業	9	9	
鉄道又は軌道新設事業	9	9	
建築事業	9. 5	9. 5	
既設建築物設備工事業 	12	12	
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6	7
その他の建設事業	15	15	
食料品製造業	6	5. 5	1.
展科印表追来 繊維工業又は繊維製品製造業		<u> </u>	7
	14	13	
		<u>I 3</u>	7
パルプ又は紙製造業	6.5		
印刷又は製本業	3.5	3. 5	
化学工業	4.5	4.5	
ガラス又はセメント製造業	6	6	
コンクリート製造業	13	13	
陶磁器製品製造業	18	17	7
その他の窯業又は土石製品製造業	26	23	7
金属精錬業	6. 5	6. 5	
非鉄金属精錬業	7]	7	
金属材料品製造業	5. 5	5	7
鋳物業	16	16	
金属製品製造業又は金属加工業	10	9	7
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6. 5	6. 5	
めつき業	7	6. 5	7
機械器具製造業	5	5	
電気機械器具製造業	2. 5	3	1
輸送用機械器具製造業	4	4	
船舶製造又は修理業	23	23	
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2. 5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3. 5	2, <u>5</u> 3, 5	
その他の製造業	6.5	6	7
交通運輸事業	4	4	
5.	9	8. 5	7
港湾貨物取扱事業	9	<u>0, </u>	
港湾荷役業	13	12	7
Transfer of the Control of the Contr	3	3	*
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	47	42	7
船舶所有者の事業	- Giv		74
農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	
清掃、火葬又はと畜の事業	13	13	
ビルメンテナンス業	5, 5	6	1
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	6. 5	
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2. 5	2. 5	
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3	
金融業、保険業又は不動産業	2. 5	2. 5	
その他の各種事業	3	3	

2. 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定します。 全25区分中、引下げとなるのが5区分です。

特別加入保険料率

一人親方等の保険料率(第二種特別加入保険料率)

(単位:1/1,000)

一人親方	等の保険料率(第二種特別加入保険料率)		(単位:1/	1,000)
		現行	改定案	変化
特1	個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は 自転車を使用して行う貨物の運送の事業	12	11	7
特2	建設業の一人親方	18	17	7
特3	漁船による自営業者	45	45	
特4	林業の一人親方	52	52	
特5	医薬品の配置販売業者	7	6	7
特6	再生資源取扱業者	14	14	
特7	船員法第一条に規定する船員が行う事業	48	48	
特8	柔道整復師	3	3	
特9	創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者	3	3	
特10	あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師	3	3	
特11	歯科技工士	3	3	
特12	指定農業機械作業従事者	3	3	
特13	職場適応訓練受講者	3	3	
特14	金属等の加工、洋食器加工作業	15	14	7
特15	履物等の加工の作業	6	5	7
特16	陶磁器製造の作業	17	17	
特17	動力機械による作業	3	3	
特18	仏壇、食器の加工の作業	18	18	
特19	事業主団体等委託訓練従事者	3	3	
特20	特定農作業従事者	9	9	
特21	労働組合等常勤役員	3	3	
特22	介護作業従事者及び家事支援従事者	5	5	
特23	芸能関係作業従事者	3	3	
特24	アニメーション制作作業従事者	3	3	
特25	情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者	3	3	

海外労働者(第三種特別加入保険料率)

海外で行われる事業に派遣される労働者等	3	3
---------------------	---	---

3. 請負による建設の事業に係る労務費率(請負金額に対する賃金総額の割合)を改定します。

労 務 費 率

		現行	改定案	変化
水力発電施設、 ずい道等新設事業		19%	19%	
道路新設事業		19%	19%	
舗装工事業		17%	17%	
鉄道又は 軌道新設事業		24%	19%	A
建築事業		23%	23%	
既設建築物設備工事業		23%	23%	
機械装置の 組立て又は 据付けの 事業	組立て又は 取付け	38%	38%	
	その他の もの	21%	21%	
その他の建設事業		24%	23%	7

詳しくは、こちらをご覧ください。

参照ホームページ[厚生労働省] https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37107.html